

「金融・資本市場活性化に向けての提言」
（平成25年12月13日）及び
「金融・資本市場活性化に向けて重点的に
取り組むべき事項」（平成26年6月12日）
を受けての取組状況

平成27年6月

【2020年に想定する姿】 豊富な家計資産や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立①

【25年12月の提言を踏まえた取組状況】

➤ NISAの一層の普及促進

- ・ 27年度税制改正要望で①ジュニアNISAの創設(上限80万円)、②NISAの年間投資上限額の引上げ(100万円→120万円)、③NISAの利便性向上を要望し、措置。

(注) 27年3月末におけるNISA口座数は約879万口座、NISA買付額は約4.4兆円(6月10日公表)。

➤ GPIF改革

- ・ GPIFの基本ポートフォリオについて、日本経済が長年続いたデフレからの転換という大きな運用環境の変化の節目にあることを踏まえ、中期計画を変更することにより基本ポートフォリオを変更(26年10月厚生労働大臣認可)。

(注) 変更後の基本ポートフォリオは以下の通り。

国内債券： 35% ± 10%
国内株式： 25% ± 9%
外国債券： 15% ± 4%
外国株式： 25% ± 8%

- ・ このほか、GPIF等の運用対象拡大に関連し、
 - ✓ インフラ投資について豊富な実績を持つDBJ((株)政投銀)及びOMERS(カナダオンタリオ州公務員年金基金)とGPIFが、インフラに投資する共同投資協定に基づく投資を順次実施。
 - ✓ JBICによる債権流動化に係る取組みとして、その案件形成やリスクテイク機能を発揮し組成・保有するプロジェクトファイナンス案件につき、民間金融機関に対し貸付債権の一部流動化を順次実施。

【2020年に想定する姿】 豊富な家計資産や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立②

【26年6月の提言を踏まえた取組状況】

➤ ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品の提供に向けた施策

- ・ 「投資信託の手数料等に関する説明の充実のための留意点」及び「投資信託の運用態勢の透明化に向けた留意点」を監督指針に追加(26年9月17日公表・適用開始)。
- ・ 運用状況に関する情報開示の改善(運用報告書の見直しや目論見書の改善)及び投資信託の併合を促進する措置等に係る内閣府令の改正(26年7月2日公布、同年12月1日施行)。

➤ 上場インフラファンド市場の早期創設、ヘルスケアリートの上場推進

- ・ 投資法人等の主たる投資対象資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加する投信法施行令等の改正(26年9月3日公布・施行)。27年4月30日、東京証券取引所において、上場インフラファンド市場を創設。
- ・ 日本ヘルスケア投資法人(大和証券系)及びヘルスケア&メディカル投資法人(三井住友銀行系)が上場(それぞれ、26年11月5日、27年3月19日)。また、ケネディクスや新生銀行等からなるグループがヘルスケアリートの上場を予定。

【2020年に想定する姿】 アジアとともに成長する我が国金融・資本市場①

【25年12月の提言を踏まえた取組状況】

➤ アジアにおける資金調達の円滑化

- ・ 日本国債のクロスボーダー担保取極については、25年12月にインドネシアとの間で、27年2月にフィリピンとの間で基本合意。26年4月にシンガポールとの間で、枠組みを構築。
- ・ 二国間通貨スワップ取極については、インドネシア・インドに加え、26年10月にフィリピンとの間で拡充契約を締結。27年5月にシンガポールとの間で再締結。

➤ アジア各国における金融インフラ整備支援

- ・ インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、モンゴル等に対し、金融技術協力に係る当局間の書簡交換等を踏まえ、各国のニーズに合致した、金融庁職員の派遣、テーマ別セミナーや訪日調査団の受入れなど、アジアの金融インフラ整備のための技術支援を実施。

【2020年に想定する姿】 アジアとともに成長する我が国金融・資本市場②

➤ アジア金融連携センターの活用

- ・ アジア金融連携センター(26年4月30日設置)において、アジア諸国等の金融当局者を招聘。27年6月現在、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、モンゴルより計21名の受入れを実施。

➤ 国際金融センターとしての東京市場の機能強化

- ・ DBJは、東京プロボンド市場における起債促進に向けた呼び水効果等を発揮すべく、総額1,000億円を目途に投資を実施していく方針を掲げ、26年4月以降、東京プロボンド市場において発行された複数の円建て債への投資を継続的に実施しており、かかる呼び水効果の発揮等により、東京プロボンド市場全体では、これまでに計5件、1,225億円の発行が実現(27年5月末)。
- ・ 東京市場でのサムライ債起債の促進のため、トルコ・チュニジアなどのサムライ債へのJBICによる保証を実施。

【2020年に想定する姿】 アジアとともに成長する我が国金融・資本市場③

【26年6月の提言を踏まえた取組状況】

➤ 国内決済や企業間決済の高度化

- ・ 全銀システムの稼働時間拡大については、26年12月、全国銀行協会が、30年中に全銀システムの24時間365日稼働が可能な環境を整備する等の方針を決定・公表。現在、システム要件等の検討が進行中。
- ・ 国内送金における商流情報(EDI情報)の添付拡張については、業界団体・企業に対するアンケートによってニーズを把握するとともに、流通業界との共同システム実験を通じて取り得るスキームとその効果を確認し、その結果を26年12月に公表。今後、流通業界と金融機関との検討会などを引き続き実施予定。

➤ グローバルな通貨・債券等の取引・決済のためのインフラの整備・活用

- ・ ABMI(アジア債券市場育成イニシアティブ)のもと、アンビフAMBIF(ASEAN+3債券共通発行フレームワーク)とよばれる債券発行に係る書類・手続きの共通化を進めており、ADBと協力しつつプロ向け債券市場での発行書類を作成。また、域内のクロスボーダー債券決済インフラの構築に向けて、決済専門家や中央銀行の実務家等との間で債券決済で使用される指図(メッセージ)とフローの標準化作業も推進。

➤ イスラム金融の普及に向けての環境整備

- ・ 従来、イスラム金融関連取引は現地法人を通じて行われていたところ、銀行本体による提供が可能なイスラム金融関連取引の類型を明らかにするとともに、監督上の留意点を明確化した監督指針を27年4月1日より施行。

【2020年に想定する姿】 グローバルで成長性ある企業群①

【25年12月の提言を踏まえた取組状況】

➤ 日本版スチュワードシップ・コードの導入

- ・ スチュワードシップ・コード(26年2月27日公表)の受入れ状況の公表(3ヶ月毎)を継続中(27年5月末までに191の機関投資家が受入れを表明)。また、スチュワードシップ・コードに関し、国内外の機関投資家等に向けた講演活動や意見交換を随時実施。

➤ JPX日経インデックス400連動商品の開発・普及

- ・ 収益性やコーポレート・ガバナンス等に着目して選定された企業で構成されたJPX日経インデックス400について、GPIFがインデックス運用の対象として新たに採用(27年4月)。
- ・ 大阪取引所は、先物取引を26年11月25日より開始。
- ・ 26年9月、ロンドン証券取引所等においてETFが上場され、5月末現在、4つの海外取引所で取引を実施。

➤ 起業・新規事業創出に向けた環境整備

- ・ 中長期の成長資金の供給拡大を図るため、金融庁を含む関係省庁の連携の下、「成長資金の供給促進に関する検討会」を立ち上げ(26年10月8日)。検討会を6回開催し、中間とりまとめを公表(26年11月20日)。

【2020年に想定する姿】 グローバルで成長性ある企業群②

【26年6月の提言を踏まえた取組状況】

➤ より良いコーポレートガバナンスに向けた環境整備

- ・ 東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を立上げ(26年8月7日)。9回の会合を開催し、「コーポレートガバナンス・コード原案」を公表。その後、東京証券取引所において、本コード原案をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」が制定され、27年6月1日より適用開始。

➤ 事業再生手続の円滑化に向けた私的整理の在り方の見直し

- ・ 商事法務研究会が「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」を作成(27年3月)。同報告書の内容も踏まえつつ、関係省庁において企業再生に関する法制度や実務運用の在り方の見直しを検討中。

➤ 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力向上に向けた取組の推進

- ・ 日本公認会計士協会、監査法人や会計・監査をとりまく関係者(取引所、日本監査役協会、投資家等)との間で、日本公認会計士協会の自主規制機能の強化、監査法人のビジネスモデル、人材戦略等について意見交換を実施し、監査の質の向上、公認会計士資格の魅力向上に向けた議論を継続中。

➤ 新「海外展開支援融資ファシリティ」の創設

- ・ JBICが実施する「海外展開支援融資ファシリティ」を改編し、新たな融資手段として①劣後ローン、②LBOファイナンスを導入し、新ファシリティにもとづく支援を実施。

【2020年に想定する姿】 質・量ともに十分な国際的人材の育成・確保①

【25年12月の提言を踏まえた取組状況】

➤ 我が国の国際金融センター化に向けた取組

- ・ 金融関係法令等の英語化や、英語による金融行政対応を含め、東京の国際金融センター化に向けた取組を推進していくため、翻訳経費等、約78百万円の予算要求のほか、国際金融センター担当参事官、国際金融センター室等、所要の機構・定員(計8ポスト)を要求(26年8月29日)。
- ・ 東京都が「東京国際金融センター推進会議」を設置(26年9月1日)。これまで3回に亘り、「交流拠点の活性化」分科会が開催され、金融機関、不動産業者、監査法人、省庁等がプレゼンを行い意見交換を実施。また、日本証券業協会等においても、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」を設置(26年9月16日)。

(注)「推進会議」および「懇談会」には、金融庁、財務省、日本銀行等の関係機関も参加。

【2020年に想定する姿】
質・量ともに十分な国際的人材の育成・確保②

➤ **金融経済教育の充実**

- ・ 最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を公表(26年6月18日)。
- ・ 経済協力開発機構(OECD)、アジア開発銀行研究所(ADB)及び日本銀行との共催により、ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を東京で開催(27年1月22、23日)。
- ・ 大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施中(27年4月から)。

【26年6月の提言を踏まえた取組状況】

➤ **女性の活躍促進**

- ・ 有価証券報告書において役員的女性比率等の記載を義務付け(26年10月23日内閣府令公布、27年3月31日施行)。